

## 介護報酬算定に係る基準等について

介護報酬の算定に当たっては、以下に示す基準等を確認する必要があります。

### 1. 基準本文 (報酬単位、加算等の算定要件など)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(H12. 2. 10 厚生省告示第 19 号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(H18. 3. 14 厚生労働省告示第 127 号)
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(H18. 3. 14 厚生労働省告示第 126 号)
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(H18. 3. 14 厚生労働省告示第 128 号)
- ・ 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準  
(H18. 3. 14 厚生労働省告示第 129 号)
- ・ 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準  
(R3. 3. 15 厚生労働省告示第 72 号)

### 2. 別に定める基準 (基準本文中、「厚生労働大臣が定める基準」等として、内容の一部を別に制定)

- ・ 厚生労働大臣が定める 1 単位の単価  
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 93 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等  
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 94 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める基準  
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 95 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める施設基準  
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 96 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法  
(H12. 2. 10 厚生省告示第 27 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準  
(H12. 2. 10 厚生省告示第 29 号)
- ・ 介護保険法施行規則第 68 条第 3 項及び第 87 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額  
(H12. 2. 10 厚生省告示第 38 号)

### **3. 留意事項通知** (基準の解釈等の詳細を示したものの)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(H12.3.1 老企第 36 号)
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(H12.3.8 老企第 40 号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(H18.3.17 老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号：別紙 1)
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(H18.3.31 老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号)
- ・ 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(R3.3.19 老認発 0319 第 3 号)

### **4. 関連する告示・通知等** (関連する告示、通知、事務連絡等)

### **5. 介護報酬 Q&A** (基準、留意事項通知等の疑義内容について QA 方式で示したものの)

## 事業の人員、設備及び運営に関する基準等について

事業の実施に当たっては、以下に示す基準等を満たす必要があります。

### 1. 基準省令 (事業目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたもの)

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(H11. 3. 31 厚生省令第 37 号)
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(H18. 3. 14 厚生労働省令第 35 号)
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(H18. 3. 14 厚生労働省令第 34 号)
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(H18. 3. 14 厚生労働省令第 36 号)
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(H18. 3. 14 厚生労働省令第 37 号)
- ・ 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準  
(R3. 3. 15 厚生労働省告示第 71 号)

### 2. 八尾市条例等 (基準省令等に従い、八尾市条例等として定めた基準等)

- ・ 八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例  
(H29. 12. 22 八尾市条例第 57 号)
- ・ 八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則  
(H30. 3. 31 八尾市規則第 84 号)
- ・ 八尾市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(H24. 12. 21 八尾市条例第 32 号)
- ・ 八尾市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則  
(H25. 3. 29 八尾市規則第 2 号)

- ・八尾市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例  
(H24.12.21 八尾市条例第 33 号)
- ・八尾市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則  
(H25.3.29 八尾市規則第 3 号)
- ・八尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(H26.12.24 八尾市条例第 51 号)
- ・八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定並びに介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める規則  
(H29.3.15 八尾市規則第 9 号)

### **3. 解釈通知** (基準省令の解釈等の詳細を示したもの)

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  
(H11.9.17 老企第 25 号)
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(H18.3.31 老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号)
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について  
(H18.3.31 老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号)
- ・介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について  
(R3.3.19 老認発 0319 第 2 号)

### **4. 関連する告示・通知等** (関連する告示、通知、事務連絡等)

### **5. 指定基準 Q&A** (基準省令、解釈通知等の疑義内容について QA 方式で示したもの)

令和3年度報酬改定により義務付けられたもののうち経過措置がある主なものについて

経過措置期間中に体制を整え、取り組んでいくようにしてください。経過措置期間を過ぎても措置を講じていない場合は、運営基準違反となりますのでご注意ください。

項目	期限	対象事業
認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること（※注1）	①令和6年3月31日までは努力義務 ②新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設けていること（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務）	全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）
感染症や災害が発生した場合の業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練の実施等（※注2）	令和6年3月31日までは努力義務	全サービス
感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等	令和6年3月31日までは努力義務	全サービス（①施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施 ②その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等）
虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること 虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に定めること	令和6年3月31日までは努力義務	全サービス
事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くことについて義務化（未実施の場合、安全管理体制未実施減算）	令和3年9月30日までは努力義務	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
計画的な栄養管理の義務化（未実施の場合、栄養ケアマネジメント未実施減算）	令和6年3月31日までは努力義務	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院
計画的な口腔衛生管理の義務化	令和6年3月31日までは努力義務	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院

指定居宅介護支援事業所の管理者の資格要件について	令和9年3月31日まで、令和3年3月31日における管理者が引き続き管理者である場合に限り、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とすることが可能 (※注3)	居宅介護支援
介護職員処遇改善加算Ⅳ・Ⅴ	令和4年3月31日までは算定可能	介護職員処遇改善加算算定可能サービス

(※注1) 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての方の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

当該義務付けの対象とならない者については、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者となります。具体的には看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等。(※柔道整復師も含まず。)

なお、「令和3年度報酬改定に関するQA Vol.3 問3～問10」においても、認知症介護基礎研修の義務付け対象者等についての記載がありますので併せて確認してください。

(※注2) 参考 厚生労働省 HP

介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

(※注3) 資料2 事業運営上の留意事項「主任介護支援専門員研修に関して」を参照してください。

# 1. ① 感染症対策の強化

## 概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13 諮問・答申済**
- ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

# 1. ② 業務継続に向けた取組の強化

## 概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

R3.1.13 諮問・答申済

## (参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

### 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

#### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

#### ❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



### 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

#### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

#### ❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等





## 2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

### 概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられる。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13 諮問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進

### 【認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】

#### 研修の目的

・認知症介護実践研修の企画立案、介護の質の改善について指導できる者を養成

・事業所内のケアチームにおけるリーダーを養成

・認知症介護の理念、知識及び技術を修得

#### 受講要件

・社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者又はこれに準ずる者  
 ・認知症介護実践者研修を修了した者又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者  
 ・地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者  
 等のいずれの要件も満たす者

・概ね5年以上の実務経験があり、チームのリーダーになることが予定され、実践者研修を修了して1年以上経過した者

・原則、身体介護に関する知識、技術を修得しており、概ね実務経験2年程度の者

### 【認知症介護基礎研修】

新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識、技能を修得

#### 【目標】

介護に携わる全ての職員の受講

# 3.(1)⑭ 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

## 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】

- 施設系サービスにおいて口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年の経過措置期間を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。【省令改正、告示改正】
- 口腔衛生管理加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

## 単位数

< 現行 >

口腔衛生管理体制加算 30単位/月  
 口腔衛生管理加算 90単位/月

< 改定後 >

廃止  
 口腔衛生管理加算（Ⅰ）90単位/月（現行の口腔衛生管理加算と同じ）  
 口腔衛生管理加算（Ⅱ）110単位/月（新設）

## 基準・算定要件

< 運営基準（省令） >（※3年の経過措置期間を設ける）

- ・ 「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。  
 ※ 「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。

< 口腔衛生管理加算（Ⅱ） >

- ・ 加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

< 運営基準等における対応 >



技術的助言・指導  
 （年2回以上）

< 口腔衛生等の管理に係る計画 >



# 3. (1)⑮ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

## 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】

- 介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直しを行う。【省令改正、告示改正】

## 単位数

<p>&lt; 現行 &gt;          栄養マネジメント加算 14単位/日</p>	⇒	<p>&lt; 改定後 &gt;          廃止          栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位/日減算 (新設)          (3年の経過措置期間を設ける)</p>
<p>なし          低栄養リスク改善加算 300単位/月          経口維持加算 400単位/月</p>	⇒	<p>栄養マネジメント強化加算 11単位/日 (新設)          廃止          変更なし</p>

## 基準・算定要件等

### < 運営基準 (省令) >

- (現行) 栄養士を1以上配置 → (改定後) 栄養士又は管理栄養士を1以上配置。
- 栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。(3年の経過措置期間を設ける)

### < 栄養マネジメント強化加算 >

- 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること
- 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること
- 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること
- 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

### < 経口維持加算 >

- 原則6月とする算定期間の要件を廃止する

## 6. ② 高齢者虐待防止の推進

### 概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を選定することを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13 諮問・答申済**

### 基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
  - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
  - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
  - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
    - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
    - 虐待の防止のための指針を整備すること
    - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
    - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(※3年の経過措置期間を設ける。)

## 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の運営基準減算について

令和 3 年度報酬改定により、居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の運営基準減算について、複数サービスの選択（平成 30 年度改定）に加えて、以下の下線部分が追加となりました。各居宅介護支援事業所におかれましては、以下並びに基準省令及び解釈通知等を改めてご確認ください。また、重要事項説明書等を見直し、適正な事業運営に努めていただきますようお願いいたします。

### 1. 周知内容

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

#### 第 3 章 運営に関する基準

第 4 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 18 条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 1 条の 2 に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

#### 【解釈通知抜粋】

これらの内容については、利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。

### 2. 当該規定を遵守していない場合

契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで運営基準減算となります。

【所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が 2 月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。】

### 3. 留意点

- ・令和 3 年 4 月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプラン見直し時に説明を行うことが望ましい。
- ・詳細については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）3 運営に関する基準（2）」「厚生労働大臣が定める基準指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第 3 の 6」、「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A Vol.3 問 111～112」等を確認してください。